

町内会支援制度説明会

過疎・高齢化などによる町内の戸数減少や活力の低下が進み、機能や役割を果たすことが難しくなった町内会を支えるため、新たな支援制度が今年度から始まっています。

町内会支援制度は、暮らしやすい地域づくりを目指して、町内会が取り組む自主活動などを奨励し、互助機能の維持・強化を図ることを目的としています。

町内会内で困っている世帯を把握し、その困りごとを町内会の中で解決していくことに対して交付される「支え合い奨励金」、町内会同士が共同で活動することに対して交付される「共同活動奨励金」といったさまざまな支援メニューについての説明会を開催します。

開催日	開始時間	場 所
4月6日(金)	午後7時	松原地域市民センター 落合地域市民センター
4月11日(水)	①午後1時30分 ②午後7時	玉川地域市民センター
4月15日(日)	午前9時30分	高倉地域市民センター
4月16日(月)	午後7時	川面地域市民センター
4月17日(火)	午後7時	中井地域市民センター
4月18日(水)	①午後2時 ②午後7時	川上総合学習センター
4月19日(木)	午後1時30分	有漢地域局
	午後7時	宇治総合会館 吹屋連絡所
4月20日(金)	午後7時	津川地域市民センター
4月22日(日)	①午前10時 ②午後2時	高梁市役所
	午後7時	巨瀬地域市民センター
4月23日(月)	午後6時30分	小泉憩の家
		備中やすらぎの里 センターハウス
		坂本改善センター
4月25日(水)	午後7時	中コミュニティセンター
4月26日(木)	①午後2時 ②午後7時	成羽文化センターホール

※いずれも1時間程度を予定しています



制度利用のながれ

町内会での事業を行うか、「高梁市町内会等支援総合メニュー」の中から決める。

「平成30年度高梁市町内会等支援総合メニュー希望調査書」を作成し、6月29日(金)までに市民課へ提出する。

※町内会長や振込口座の名義が変わったときは「口座振込申出書」を作成し、市民課へ提出する。

希望調査書に記入した事業を実施。事業によっては担当課から連絡する場合があります。

平成29年度事業の報告

平成29年度の事業については、3月30日(金)までに実績報告書や請求書の提出をお願いします。

市民課 ☎(21)0254

開催日	開始時間	場 所
4月18日(水)	午後7時	中コミュニティセンター
4月20日(金)	午後2時	松原地域市民センター
		榎井集会所
4月21日(土)	午後7時	備中総合センター
		順正記念館(順正寮跡)
4月24日(火)	午後7時	中井地域市民センター
4月27日(金)	午後7時30分	中井地域市民センター
	午後7時	有漢保健センター
5月1日(火)	午後7時	三沢コミュニティハウス

市民課 ☎(21)0277

議会報告会のお知らせ

市議会は、第10回議会報告会を開催します。

議会報告会は、市議会議員が班に分かれて地域へ出向き、議会で話し合われたことを説明したり、重要な政策などのテーマについて市民の皆さんからご意見を聴く懇談会です。今回は、3月定例会の報告や「明日のまちづくり」高梁市行財政改革についてのご意見交換を行います。市の課題や将来の姿について、ご意見をお聞かせください。

「ニューピオーネ」「トマト」「桃」の栽培技術講習会

「ニューピオーネ」「トマト」および「桃」の栽培技術講習会を開催します。

「定年後に本格的に農業をやってみたい」「栽培を始めるにあたり技術を身に付けておきたい」「農家の手伝いがしたい」など、これから栽培に挑戦しようとする人や農業を始めて間もない人を対象に、実際のほ場で作物の生育状況に合わせた栽培管理方法・収穫・出荷など、必要な技術を習得するための講習会です。

対象 市内に在住、または市内で就農希望の人で、次のいずれかの条件を満たす人

- ①出荷を目標として農業経営に取り組む人
 - ②新たにニューピオーネ、トマトおよび桃の栽培を始めようとする人
 - ③栽培を始めておおむね3年目(桃は5年目)までの人で、基礎技術を習得したい人
 - ④市内農家への作業支援希望の人で、基礎技術を習得したい人
- ※家庭菜園、家庭果樹園を対象にしたものではありません。

スクール名	ニューピオーネ スクール	トマトスクール	ピーチスクール
講習場所	川上町領家地内		
研修期間	5月上旬～ 平成31年2月上旬	4月中旬～9月下旬	5月上旬～ 平成31年2月中旬
回数	全10回程度	全6回程度	全7回程度
研修概要	各回半日程度の実習と講習		
講習内容	枝管理、房づくり、収穫、土づくり、剪定など	定植、葉かき、誘引、収穫、土づくりなど	枝管理、摘果、袋かけ、収穫、剪定など
定員	30人	15人	10人

受講料 無料

申し込み 4月2日(月)から4月16日(月)の間に農林課へお申し込みください。

※応募者が少ない場合、開催されないことがあります。

農林課 ☎(21)0223

認定農業者等育成支援事業

市内の農地を守り耕作放棄地の増加を抑制するために、地域の中心となって活躍する農業の担い手の経営基盤強化を目的とした農業用機械の導入を支援します。

補助対象者 認定農業者、認定就農者、集落営農組織、農業関係法人、人・農地プランの中心経営体

補助率および上限額

- ① **団体** 事業費の3分の1以内で1団体100万円まで(年度)
- ② **個人** 事業費の6分の1以内で1人30万円まで(年度)

補助対象事業

自ら使用するものや農作業受託に使用する農業用機械のうち次の条件を全て満たすもの

- ①1品目あたり10万円以上のもの
- ②法定耐用年数が4年以上のもの(中古品を認める/消費税は含まない)

- ③補助対象者の事業に関連したもの
- ④農作業以外に使用できる汎用性が高いものや直接労力軽減につながるもの(軽トラックや農業用倉庫など)

申請期間 4月2日(月)～4月27日(金)

農林課 ☎(21)0223

子ども農業体験応援事業補助金

地域の子どもたちに農業の大切さを知ってもらうことを目的とした農業体験事業を行う団体などに、経費の一部を助成します。

対象 地域と学校・園が連携して取り組む農業体験事業を実施する団体

補助金額 事業費の2分の1以内で5万円以下

申し込み 交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、6月29日(金)までに農林課へ提出してください。

※交付申請書は農林課に備えています。

農林課 ☎(21)0223

ウラルカンゾウの栽培を始めてみませんか

市は、耕作放棄地対策として、障害者施設や農家などとともに、ウラルカンゾウなど薬用作物の産地化に向けた取り組みを進めています。

薬用作物栽培に興味がある人や、耕作放棄地の有効利用を検討している人は、農林課にお問い合わせください。

農林課 ☎(21)0223